

新ごみ処理施設整備への 取り組みについて

村では、家庭から排出される可燃ごみの焼却を、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町の4町と小川地区衛生組合を組織し、共同で処理しています。

しかし、現在の処理施設は稼働後38年が経過し、適正な維持管理に努めてまいりましたが、平成14年には大規模改修を行うなど、経年的な老朽化が進行しています。村民の皆さまの良好な生活環境を保持するためには、長期的な視野に立ち、効率的かつ安定的なごみ処理を行う必要があります。新たな処理施設の整備が喫緊の課題となっています。

また、東松山市、桶川市、吉見町も同様に、施設の老朽化によるごみ処理の課題を抱えており、8市町村で協議を重ね、ごみの適正処理、経済性、熱の有効利用の観点から広域化を進めることが有効な手法であるとの共通認識に基づき、平成25年3月に埼玉中部広域清掃協議会を設置し、「一般廃棄物処理熱回収施設（*）」の整備に係る基本的事項を協議してまいりました。

新施設整備の基本理念

協議会は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町および東秩父村の2市5町1村の長と2名の学識経験者で構成され、ごみ処理基本計画の策定および熱回収施設の整備並びに業務の運営主体となる一部事務組合（*）の設立等に関し協議を進めております。

協議会で合意した新施設整備に係る基本理念は次のとおりです。

- 1 環境と安全に徹底的に配慮し、構成市町村の循環型社会に向けた取り組みの中心的な役割を担う施設とし、加えて浸水対策について十分考慮し、災害対策拠点となる施設とします。
- 2 ごみの焼却処理から発生する熱エネルギーを有効利用す

る「一般廃棄物処理熱回収施設」とし、エネルギーセンターの機能を持つ循環型社会のシンボルとなる施設とします。

- 3 新施設の供給するエネルギーを活用し、健康を増進して健康長寿に寄与する施設、地域の産業振興に資する施設等を一体的に整備します。
- 4 施設整備事業は、真に必要な施設を、効率的かつ経済的な手法で実施します。
- 5 事業の推進にあたっては、住民の声を反映して整備し、広く親しまれる施設とすることをめざします。

この新施設整備の基本理念に基づき、平成26年3月26日に開催された協議会において、ごみ処理基本計画、施設整備構想および建設予定地が決定されました。それぞれの概要は次のとおりです。

ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、構成市町村の総合計画に定めている計画事項のうち、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示すもので、施設整備にあたり、協議会を構成する8市町村で統一したごみ

処理基本計画を策定する必要があります。

ごみ処理基本計画は、現状を把握し、課題を明らかにするとともに、今後におけるごみ処理の基本方針を次のとおり定めています。

- 1 **ごみの発生・排出抑制の推進**
住民、事業者、構成市町村がともに、「使い尽くす、もつたいない、ごみを減らす」を考え、発生抑制・排出抑制・再使用を推進し、資源物の分別の徹底を図り、再生利用を進めます。
- 2 **リサイクルの推進**
住民、事業者が参加・協力できる、わかりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築します。
- 3 **環境に配慮した適正処理の推進**
適正・安全・安心で環境保全に配慮した広域ごみ処理システムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

また、計画では、将来のごみ焼却量について、1人1日あたり家庭系ごみ量を平成35年度に平成20年度と比較して8%減となるよう目標値を設定しております。

施設整備構想

新施設で処理するごみは、家庭および事業所から排出される可燃ごみと粗大ごみです。そのため、整備する施設は熱回収施設（ごみ焼却施設）と粗大ごみ処理施設です。

- 5 排出される可燃ごみは年間5,645トンを見込み、熱回収施設の規模を1日あたり228トンと算定しました。ごみの焼却処理に伴って発生した熱を回収し、発電や高温水、高温空気として有効活用する計画です。
- なお、発電量の試算では、2炉運転時において、場内電気使用量1,700キロワットに対し、1,900キロワットの発電が可能で、200キロワットの余剰電力が発生する見込みです。

また、粗大ごみは年間4,584トンを見込み、粗大ごみ処理施設の規模を1日あたり22トンと算定しました。

2つの施設の建設費用は、約150億円と試算し、建設時期は、平成30年度から32年度の3ケ年を計画しています。